

倉吉市上下水道局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 委託内容

倉吉市水道事業における水道料金（量水器使用料を含む。）の収納業務
倉吉市下水道事業における下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道事業受益者分担金及び集落排水事業受益者分担金の収納業務
上水道及び簡易水道給水区域内の量水器検針業務
倉吉市下水道使用料に係る量水器の検針業務

2 委託する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 受託者の住所・氏名

住 所	氏 名
岡山県岡山市北区下石井二丁目 3番8号	第一環境株式会社 中・四国支店

ただし、上水道及び簡易水道給水区域内の量水器検針業務の委託対象区域は、栗尾を除く上水道給水区域及び簡易水道給水区域とする。